

函館工業高等専門学校		開講年度	平成30年度 (2018年度)		授業科目	都市計画特講
科目基礎情報						
科目番号	0019			科目区分	専門 / 選択	
授業形態	授業			単位の種別と単位数	学修単位: 2	
開設学科	社会基盤工学専攻			対象学年	専1	
開設期	後期			週時間数	2	
教科書/教材	都市計画(四訂版), 新谷洋二・高橋洋二・岸井隆幸共著, コロナ社					
担当教員	永家 忠司					
到達目標						
1. 都市の各計画の歴史を理解し, 今後の土地利用・交通・防災の各計画を立案する方法を説明できる. 2. 都市整備の手法を説明できる. 3. 都市計画の変遷を理解し, 近代都市計画 (西欧と日本) を説明できる.						
ルーブリック						
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	都市計画の手法の目的を説明できる.		都市計画の手法を説明できる.		都市計画の手法を説明できない.	
評価項目2	市街地整備事業の目的を説明できる.		市街地整備事業を説明できる.		市街地整備事業を説明できない.	
評価項目3	日本と諸外国の都市計画の変遷を歴史背景から説明できる.		日本と諸外国の都市計画を説明できる.		日本と諸外国の都市計画を説明できない.	
学科の到達目標項目との関係						
学習・教育到達目標 (B-2) JABEE学習・教育到達目標 (B-2)						
教育方法等						
概要	都市は様々な活動が集積し形成されている. その中で我々が見えているものは経済発展や人口動態など数値で見えるものである. しかし, それらの計画に携わる際, 法規や計画手法は数多く存在し, それらを総合的に考えて行わなければならない. 本講義では, 都市計画に関する技術を理解するための基礎知識を身に付け, 関係する問題が解けることを到達レベルとする. また計画手法においては海外での事例などが多くあることから, 多様な歴史背景や文化的価値を理解し, 我々の社会との比較を通じて都市のあり方を考えることを目標にする.					
授業の進め方・方法	都市計画に関する基礎的な用語や項目は多く, また関係する法規も多くある. それらは身近な場面でよく出てくるものであり, 特に新聞などで目にすることが多いため, 興味深く観察してほしい.					
注意点	なお, この科目は計算などを行わないが, 法規の名称や施策の背景などを理解しなければならず, 試験は記述形式が多くなる. そのため, 日頃から復習を行い, 準備を進めること. さらに, 試験で合格点を得るためには日頃から自学自習を行わなければならないため, その評価も定期試験で確認する. 「社会基盤工学専攻」学習・教育到達目標の評価: 中テスト 50%(B-2:100%), 期末試験 50%(B-2:100%)					
授業計画						
		週	授業内容		週ごとの到達目標	
後期	3rdQ	1週	都市および都市計画とは		ガイダンス. 都市とは何か, その概念について理解するとともに, 都市計画の対象について説明できる.	
		2週	都市計画の立案		都市計画法, 建築基準法など関連する法律について, その目的, 内容を説明できる.	
		3週	都市計画の立案		マスタープランについてその意味や内容等を説明できる.	
		4週	土地利用計画Ⅰ		土地利用計画の実際と課題, 用途地域等の意味, 範囲について説明できる.	
		5週	世界の都市の歴史概論		歴史的な観点から都市の発生と発展の経緯を説明できる.	
		6週	日本の都市計画		日本の都市および都市計画の歴史, 経緯を説明できる.	
		7週	都市計画の調査		都市計画に必要な種々の調査について, その種類・内容等を説明できる.	
		8週	中テスト			
	4thQ	9週	土地利用計画Ⅱ		土地利用に関する規制と誘導について説明できる.	
		10週	都市の課題		スプロール, ドーナツ化現象等の都市の課題について説明できる.	
		11週	市街地整備計画		土地区画整理事業, 再開発事業, 換地・減歩等について説明できる.	
		12週	公園・緑地計画		公園・緑地の種類と計画について説明できる.	
		13週	防災・環境に関する計画		都市防災・都市環境の考え方を説明できる.	
		14週	諸外国の都市計画概論		主要各国における都市計画について日本との違い等を説明できる.	
		15週	まとめ			
		16週	期末試験			
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標						
分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
専門的能力	分野別の専門工学	建設系分野	計画	国土と地域の定義を説明できる。	4	後1
				日本、世界における古代、中世および現代の都市計画の思想および理念と実際について、説明できる。	4	後6
				都市計画法と都市計画関連法の概要について、説明できる。	4	後2

			土地利用計画と交通計画について、説明できる。	4	後4
			総合計画とマスタープランについて、説明できる。	4	後3
			都市計画区域の区域区分と用途地域について、説明できる。	4	
			土地区画整理事業を説明できる。	4	後11
			市街地開発・再開発事業を説明できる。	4	後11
評価割合					
			試験	合計	
総合評価割合			100	100	
基礎的能力			100	100	